

## 社会福祉法人藤崎台童園理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人藤崎台童園（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員には、報酬及び賞与を支給し、退職手当その他の手当は支給しない。
  - (2) 非常勤の役員等には、業務に応じた報酬を支給し、賞与及び退職手当その他の手当は支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員等が熊本市外に出張するときは、児童養護施設藤崎台童園職員旅費規程を準用し、当該規程に定める園長の旅費のうち交通費及び宿泊費に相当する額を別途支給する。
- 3 役員等がその業務に際して出席者負担金（参加費）、資料代等を必要とするときは、その実費を別途支給することができる。

### (常勤の役員に対する報酬等の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、6月1日、12月1日にそれぞれ在任する者に別表第2に定める額

### (非常勤の役員等に対する報酬の算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額

### (職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等は支給しない。

### (常勤の役員に対する報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬については、当月21日（その日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日）に支給し、賞与については、毎年6月15日及び12月15日（その日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日）に支給する。
- 2 報酬等の支給に際しては、法令で定めるところにより控除すべき額及び本人から申出があった額を控除して支給することができる。
  - 3 常勤の役員に対する報酬等の支払いは銀行振り込みにより行う。

(非常勤の役員等に対する報酬の支給方法)

第7条 報酬については、その都度、もしくは当月分を一括して翌月15日(その日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日)に支給する。

- 2 報酬の支給に際しては、法令で定めるところにより控除すべき額及び本人から申出があった額を控除して支給することができる。
- 3 非常勤の役員等に対する報酬の支払いは、その都度支給する場合は現金で、当月分を一括して翌月支給する場合は現金又は銀行振り込みにより行う。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、在任日までの報酬等を支給する。
- 3 常勤の役員が月の途中で就任、退任又は解任された場合の報酬等の額は、報酬等の額にその月の在任日数を乗じ、それをその月の実日数で除した額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員が死亡により退任した場合には、報酬等を日割り計算することなく支給することができる。

(端数処理)

第9条 報酬等の額に1円未満の端数が生じたときには、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数はこれを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の役員に対する報酬）

役職名	報酬の月額
理事長	児童養護施設藤崎台童園職員給与規則福祉職給料表 6等級1号俸に相当する額
常務理事	児童養護施設藤崎台童園職員給与規則福祉職給料表 5等級1号俸に相当する額
理事	児童養護施設藤崎台童園職員給与規則福祉職給料表 4等級1号俸に相当する額

別表第2（常勤の役員に対する賞与）

役職名	報酬の額
6月の賞与	報酬の月額に児童養護施設藤崎台童園職員給与規則 第17条第3項の支給率を乗じた額
12月の賞与	報酬の月額に児童養護施設藤崎台童園職員給与規則 第17条第3項の支給率を乗じた額

別表第3（非常勤の役員等に対する報酬）

業務の内容	報酬額
理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席	5,000円/日
役員等の外部研修会、会議等への出席	5,000円/日
施設外行事への出席	5,000円/日
行政機関による監査への立ち会い	5,000円/日
監事による監査	5,000円/日
入札を実施する際の立ち会い	5,000円/日
事務決裁や打ち合わせなどの法人運営に係る内勤業務 (上記の業務を除く)	1,000円/時間